



上田令子 江戸川区議会における 1期4年の大総括

エピソード①

2007年 伝説の「デビュー」！

の苦情をもとに調べたと

ころ、なんと毎年1割近く、累計約1億円も使用

されていないことが判明。高齢者福祉の名を借りたバラマキ事業の実態を白日の下にさらしました。

現議長でもある須賀精二区議の所有地に、長男がなんとコミニティ会館を建設！ 区との30年賃貸借契約は合計2.7億円。野党も含め他の議員が見て見ぬふりをする中、当選後初の本会議一般質問で言及。デビュー戦が即、新聞報道され「上田令子は何者だ！」と注目をさりました。

エピソード②

2008年 発言打ち切りで大騒動

江戸川区は議会改革が遅れ、他の自治体議員に「暗黒議会」と呼ばれています。少数会派の発言が大幅に制限される中、あの手この手で本会議場発言したところ、議長が発言を打ち切り、区長が答弁拒否するという前代未聞の手段を強行。新聞に取り上げられました。

毎年75歳以上の高齢者に配られる商品券。「使い勝手が悪い」と2008年 1億円のムダを発見！
長寿祝用区内共通商品券事業の実態

エピソード③

2009年 生産緑地「偽装」を見抜く

農業は政治の世界では超アンタッチャブル案件。だからといつぱり、不正を見逃さないのが上田令子です！ 耕作放棄した土地に、固定資産税が軽減される生産緑地指定を与えた上、適正管理を怠った区長に非を認めさせ、改善指導の強化を約束させました。（裏面参照）

エピソード④

メインテーマの 子育て問題にも 4年間しつかり注力

公立保育園、民営化園でのゼロ歳児保育の実施・拡充、学童クラブの午前8時開設、幼稚園の預かり保育の拡充など、子育て真っ最中の働き盛りの支援については、4年間を通じ本会議や各委員会で求めてきました。

わたしは、
ブレない。

うえだ・れいこ／65年生まれ。都立三田高、白百合女子大卒。外資系生保勤務等を経て起業。結婚を機に江戸川区民に。99年、子育て支援団体「江戸川ワークマム」設立。内閣府、経産省、都、区の各種委員を歴任。07年、区議会議員選挙6位当選。10年、みんなの党入党。義父母、夫、高校生・小学生の二人の息子と三世代同居。



上田令子 驚異の マスコミ登場歴

2007年

城東タイムス●10.15

「夜明けの兆し
新意識の議員登場
多田区長は防戦」

東京新聞●10.24

「江戸川区コミュニティ会館
区議長男の名義」

朝日新聞●10.24

「江戸川区議長男が所有
土地建物 地域会館に
野党議員 “倫理的に問題”」

2009年

読売新聞●03.26

「保育所入所困難」

東京新聞●10.15

「本会議での
質問打ち切りは不当
江戸川区議が知事審決申請」

朝日新聞●10.15

「質疑打ち切りで
区議が審決申請」

都政新報●10.20

「区議の質疑を打ち切り
都に審決を申請」

東京新聞●10.24

「地域を超えて広がる
働くお母さんの輪」

2010年

朝日新聞●12.01

「生産緑地未耕作
農業再開指導へ」

都政新報●12.10

「生産緑地“偽装”を見抜けず」

問題となっているのは
小岩地区の2ヵ所で、合
計約3千平方㍍の農地。
サツキやハナミズキなどを
栽培するとして、区か
ら指定を受けた。

第4回定例区議会の一

般質問でこの問題を指摘
した上田令子区議（みんなの党江戸川）によると、
区民から同区議に「生産
緑地指定された92年以
降、耕作されている様子
がない」と通報があった。

区は生産緑地法に基づ
き、指定時に生産緑地を
示す標識を設置したが、
現在は撤去されてしまっ
ているという。

耕作義務があり、原則ど
う中で調べる」（産業振

興課）としている。

一方、制度面でも問題

が発生。区が行うが、

地の指定は区が行うが、

耕作再開に向けて話し合

を行っておらず、「今後、

0倍以上の開きがある。

こうした優遇措置があ

るにもかかわらず、区で

は、09年以前まで農業委

員による自発的な見回り

しか行われておらず、報

告も受けていなかつた。

09年12月の農地法改正で

農地の現況確認が区市町

村に義務付けられ、今年

になって本格的な現地調

査を開始。区が実態を把握

したのは、現地調査を行

った9月で、11月によ

うやく土地の所有者に指

導。所有者は「人出が足

りず、管理に行き届かな

れないことが多い。

農地法の改正で指導が

強化され、従わない場合

が、生産緑地法には罰則

規定がなく、強制的に指

定解除する手続きも定め

られていない。このため、

耕作されない場合

は、そのまま課税標準額

で、そのまま課税標準額

として適用される。江戸

川区の宅地における1平

方当たりの平均土地評

価額は約20万円で、90

0倍以上の開きがある。

こうした優遇措置があ

るにもかかわらず、区で

は、09年以前まで農業委

員による自発的な見回り

しか行われておらず、報

告も受けていなかつた。

09年12月の農地法改正で

農地の現況確認が区市町

村に義務付けられ、今年

になって本格的な現地調

査を開始。区が実態を把握

したのは、現地調査を行

った9月で、11月によ

うやく土地の所有者に指

導。所有者は「人出が足

りず、管理に行き届かな

れないことが多い。

農地法の改正で指導が

強化され、従わない場合

が、生産緑地法には罰則

規定がなく、強制的に指

定解除する手続きも定め

られていない。このため、

耕作されない場合

は、そのまま課税標準額

で、そのまま課税標準額

として適用される。江戸

川区の宅地における1平

方当たりの平均土地評

価額は約20万円で、90

0倍以上の開きがある。

こうした優遇措置があ

るにもかかわらず、区で

は、09年以前まで農業委

員による自発的な見回り

しか行われておらず、報

告も受けていなかつた。

09年12月の農地法改正で

農地の現況確認が区市町

村に義務付けられ、今年

になって本格的な現地調

査を開始。区が実態を把握

したのは、現地調査を行

った9月で、11月によ

うやく土地の所有者に指

導。所有者は「人出が足

りず、管理に行き届かな

れないことが多い。

農地法の改正で指導が

強化され、従わない場合

が、生産緑地法には罰則

規定がなく、強制的に指

定解除する手続きも定め

られていない。このため、

耕作されない場合

は、そのまま課税標準額

で、そのまま課税標準額

として適用される。江戸

川区の宅地における1平

方当たりの平均土地評

価額は約20万円で、90

0倍以上の開きがある。

こうした優遇措置があ

るにもかかわらず、区で

は、09年以前まで農業委

員による自発的な見回り

しか行われておらず、報

告も受けていなかつた。

09年12月の農地法改正で

農地の現況確認が区市町

村に義務付けられ、今年

になって本格的な現地調

査を開始。区が実態を把握

したのは、現地調査を行

った9月で、11月によ

うやく土地の所有者に指

導。所有者は「人出が足

りず、管理に行き届かな

れないことが多い。

農地法の改正で指導が

強化され、従わない場合

が、生産緑地法には罰則

規定がなく、強制的に指

定解除する手続きも定め

られていない。このため、

耕作されない場合

は、そのまま課税標準額

で、そのまま課税標準額

として適用される。江戸

川区の宅地における1平

方当たりの平均土地評

価額は約20万円で、90

0倍以上の開きがある。

こうした優遇措置があ

るにもかかわらず、区で

は、09年以前まで農業委

員による自発的な見回り

しか行われておらず、報

告も受けていなかつた。

09年12月の農地法改正で

農地の現況確認が区市町

村に義務付けられ、今年

になって本格的な現地調

査を開始。区が実態を把握

したのは、現地調査を行

った9月で、11月によ

うやく土地の所有者に指

導。所有者は「人出が足

りず、管理に行き届かな

れないことが多い。

農地法の改正で指導が

強化され、従わない場合

が、生産緑地法には罰則

規定がなく、強制的に指

定解除する手続きも定め

られていない。このため、

耕作されない場合

は、そのまま課税標準額

で、そのまま課税標準額

として適用される。江戸

川区の宅地における1平

方当たりの平均土地評

価額は約20万円で、90

0倍以上の開きがある。

こうした優遇措置があ

るにもかかわらず、区で

は、09年以前まで農業委

員による自発的な見回り

しか行われておらず、報

告も受けていなかつた。

09年12月の農地法改正で

農地の現況確認が区市町

村に義務付けられ、今年

になって本格的な現地調

査を開始。区が実態を把握

したのは、現地調査を行

った9月で、11月によ

うやく土地の所有者に指

導。所有者は「人出が足

りず、管理に行き届かな

れないことが多い。

農地法の改正で指導が

強化され、従わない場合

が、生産緑地法には罰則

規定がなく、強制的に指

定解除する手続きも定め

られていない。このため、

耕作されない場合

は、そのまま課税標準額

で、そのまま課税標準額

として適用される。江戸

川区の宅地における1平

方当たりの平均土地評

価額は約20万円で、90

0倍以上の開きがある。

こうした優遇措置があ

るにもかかわらず、区で

は、09年以前まで農業委

員による自発的な見回り

しか行われておらず、報

告も受けていなかつた。

09年12月の農地法改正で

農地の現況確認が区市町

村に義務付けられ、今年

になって本格的な現地調

査を開始。区が実態を把握

したのは、現地調査を行

った9月で、11月によ

うやく土地の所有者に指

導。所有者は「人出が足

りず、管理に行き届かな

れないことが多い。

農地法の改正で指導が

強化され、従わない場合

が、生産緑地法には罰則

規定がなく、強制的に指

定解除する手続きも定め

られていない。このため、

耕作されない場合